

学校給食における 異物混入対応マニュアル

平成30年12月
寒河江市教育委員会

目 次

第1	異物とは	1
	異物の定義	1
	異物の分類	1
1	異物に含むもの	1
2	上記「原料由来物」以外で異物に含まないもの	1
3	その他判断に迷うもの	1
第2	異物混入防止対策	2
	学校、学校教育課、中学校給食センターの対応	2
1	調理員の身支度	2
2	調理室内の点検	2
3	物資納入	2
4	食材料検収時の確認	2
5	調理過程での確認	2
6	配送	2
7	配膳室の管理	3
8	検食	3
9	学級における児童生徒への指導	3
10	給食業務委託業者、給食用納入業者の業務状況確認	3
	小学校給食業務委託業者（西根小、柴橋小、高松小）の対応	3
	学校給食センターの対応	3
	給食業務委託業者（米飯・パン・麺）の対応	3
第3	異物混入があった時の対応	4
	小学校（自校調理・調理委託）の対応	4
1	調理工程で異物が発見された場合の対応	4、5
2	配膳、喫食時に異物が発見された場合の対応	6、7
	中学校給食センターの対応	8
1	調理工程で異物が発見された場合の対応	8、9
2	配膳、喫食時に異物が発見された場合の対応	10、11、12
第4	関係者・関係機関への対応	13
1	児童生徒・保護者への対応	13
2	関係機関への報告	13
3	報道機関への情報提供	13
(様式1)	学校給食における異物混入事故報告書	14
(様式2)	学校給食に関する事案発生（疑い含む）の報告について[発生時・終えん時]	15
	小学校の対応フロー	
	学校給食センターの対応フロー	
	連絡先一覧	

第1 異物とは

● 異物の定義

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。ただし、顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。【厚生労働省監修「食品衛生検査指針理化学編」参照】

● 異物の分類

本マニュアルでは、異物混入時の対応をするにあたって異物を次のように分類する。

1 異物に含まれるもの

異物の分類		具体的な物質
原料由来物	原料に由来する物質であるが、けがの恐れがあると思われる異物	卵の殻、肉の骨、貝殻、豚の毛、鶏の毛（羽）
	野菜につく虫	青虫などの幼虫、ナメクジ、アブラムシ、蛾と蝶の卵
非危険異物	異物自体は不快であり衛生的でないが、健康への影響は少ないと思われるもの	プンプン虫、毛髪、糸くず、布の切れ端、ビニールの切れ端、セロハンテープ
危険異物	喫食することにより生命に深刻な影響を与えるもの	金属を原料とする物、ガラス片、プラスチック片、薬物、毒物
	喫食することにより健康への影響が大きいと思われるもの	衛生害虫： ゴキブリ、ハエ、ダニ、ハチ、ケムシ、ムカデ ※ショウジョウバエは病原菌を媒介する恐れがないため該当しない。

2 上記「原料由来物」以外で異物に含まないもの

原則として、原料そのものに由来する物質や食品の変色部分などは異物に含まない。
(パンやご飯等の焦げ、食材の焦げ、魚の骨、果物の種や皮、野菜の切れ端など)

3 その他判断に迷うもの

金属のようななもので、特に判断に迷う場合は、学校教育課へ連絡

第2 異物混入防止対策

学校給食については、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、各調理師が共通理解の下、安全で衛生的な調理作業を行っており、特に以下の事項に留意して異物混入の防止対策を講じる。

● 学校、学校教育課、学校給食センターの対応

1 調理師の身支度

- ① 調理師は清潔な白衣、エプロンを着用し、頭髪は帽子の中にすべて入れる。
- ② 白衣、エプロンへの抜け毛の付着を防ぐため、マスク、帽子を着用してから白衣、エプロンを着用する。
- ③ 調理に必要なもの以外は調理室に持ち込まない。

2 調理室内の点検

- ① 調理室内は常に整理整頓を行い、衛生管理日常点検又は衛生管理チェックリストに従って点検を行う。
- ② 作業前に包丁・裁断機の刃の確認、調理器具のネジの緩み、ザル等の破損がないか確認する。作業中、作業後にも調理器具の破損がないか等の確認をする。
- ③ 調理室内は関係者以外の立ち入りを禁止する。

3 物資納入

納入業者は、保有する施設・設備の衛生管理、車輛の清潔保持を徹底し、納入物資に異物が混入しないよう努める。納入方法については、学校教育課、学校等の指示に従う。

4 食材料検収時の確認

原材料の納入に際しては、品名、数量、品質、鮮度、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入及び異臭の有無等について点検し記録する。

5 調理過程での確認

- ① 下処理 ・食材の特性に応じて異物の除去に努める。
- ② 調理中 ・釜は適宜蓋をして、異物混入を防ぐ。
- ③ 配缶時 ・食缶や蓋に異物の付着がないか、その他の異常がないか確認する。
・配缶する際に、ていねいに異物の混入がないかチェックする。
・配缶後は必ず蓋又はラップをし、運搬中のホコリや異物の混入を防ぐ。

6 配送（学校給食センター）

学校給食センターから各学校の配膳室に配送する際は、安全および衛生管理を徹底する。

7 配膳室の管理

- ① 給食開始までは関係者以外は立ち入らないようにする。
- ② 配膳室に配膳員が不在になる場合は、必ず施錠するか、代替えの方に留守番をお願いする。

8 検食

管理職は児童生徒が食べる約 30 分前までに検食を行い、有害物・異物の混入、異味・異臭の有無を確認し、検食簿に記録する。

9 学級における児童生徒への指導（学級担任等）

- ① 給食当番は、清潔なエプロンまたは白衣、三角巾（バンダナ）または帽子、マスクを着用し配膳過程で異物が混入しないように十分注意する。
- ② 鉛筆の芯・消しゴムのかす・画鋸・ホッチキスの針・セロハンテープ片・プラスチック片・チョーク片・粉などの散乱や虫が混入しないように教室内を整理整頓する。
- ③ 給食に異物が混入した場合は、学級担任に申し出るよう指導する。

10 給食業務委託業者、給食用物資納入業者の業務状況確認（学校教育課）

- ① 給食業務委託業者の調理施設について、立ち入り調査を実施する。
- ② 必要に応じて、給食用物資納入業者への立ち入り調査を実施し、作業工程や衛生管理状況を確認する。

● 小学校給食業務委託業者（西根小、柴橋小、高松小）の対応

小学校給食業務委託業者は本マニュアルを参考にしながら、調理施設に対するマニュアルを作成し、異物混入防止策を講じる。作成した場合は、学校教育課へ提出する。

● 学校給食センターの対応

学校給食センターは本マニュアルを参考にしながら、調理施設に対するマニュアルを作成し、異物混入防止策を講じる。作成した後は、学校教育課へ提出する。

● 給食業務委託業者（パン・米飯・麺）の対応

給食業務委託業者は本マニュアルを参考にしながら、調理施設に対するマニュアルを作成し、異物混入防止策を講じる。作成した後は、学校教育課へ提出する。

第3 異物混入があったときの対応

● 小学校（自校調理、調理委託）の対応

1 調理工程で異物が発見された場合の対応

原料由来物・非危険異物（基本的な対応）

検収時・調理前	・食材等の交換または安全を確認して異物を取り除いて使用する。 ・青果物（野菜、加工されていない果物）は再度水洗いしてから使用する。
調理中・配缶中	・異物をその周辺ごと取り除き、安全を確認して作業を再開する。

◆ 学校の対応 ◆

- ① 発見者（調理師等）は、調理・配缶等の作業を中断する。異物を保存し、直ちに調理責任者（市職員・受託責任者）に報告する。
- ② 調理責任者は、異物の種類や数量、混入の状況等を確認し、必要に応じて、交換用の食材等を手配する。
- ③ 献立に変更が生じる場合は、教頭、および栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養士・給食主任）に報告する。
- ④ 教頭は校長に報告する。
- ⑤ 混入原因が食材等に起因する場合は、納入業者に連絡し、再発防止を申し入れる。非危険異物については、納入業者に、詳細な原因究明と再発防止を申し入れ、事故報告書の提出を求める。
（混入原因が、米飯・パン等を製造する委託工場にあると考えられる場合は、山形県学校給食会に連絡する。）
- ⑥ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、調理責任者に再発防止を指導する。
- ⑦ 校長は、事故報告書（様式1：写真添付）を作成し、に提出する。（原料由来物は除く。）

危険異物（基本的な対応）

※調理工程で異物が発見された場合の対応

検収時・調理前	<p>食材の交換または使用を中断する。 ただし、異物混入の原因が特定でき、異物を取り除いて安全が確認された場合は使用する。</p>
調理中・配缶中	<p>異物が混入している献立は提供を中断する。 ただし、異物混入の原因が特定でき、異物を取り除いて安全が確認できた場合は、調理・配缶を再開する。</p>

◆ 学校の対応 ◆

- ① 発見者（調理師等）は、調理・配缶等の作業を中断する。異物を保存し、直ちに調理責任者（市職員・受託責任者）に報告する。
- ② 調理責任者は、異物の種類や数量、混入の状況等を直ちに教頭および栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養士・給食主任）に報告する。
- ③ 教頭は校長に報告し、指示を仰ぐ。
- ④ 校長は、直ちに学校教育課に電話し、対応を協議する。
- ⑤ 校長は、学校教育課と協議し、安全が確認できた場合は、作業を再開する。
- ⑥ 献立の提供や食材の交換・使用等を中止する場合は、代替食や食材を手配する。
この場合は、改めてアレルギー対応に細心の注意を図ること。
- ⑦ 校長は、事故報告書（様式1：写真添付）を作成し、学校教育課に事故報告書を提出する。

◆ 学校教育課の対応 ◆

- ① 学校からの報告を受けたら、直ちに異物を引き取りに行く。
- ② 異物が混入した原因や他の献立への混入の可能性等の状況を把握し、学校と対応を協議する。
- ③ 混入原因が食材等に起因する場合は、納入業者に対し学校教育課に異物の引き取りと状況確認に来よう連絡をする。納入業者には、詳細な原因究明と再発防止を申し入れ、学校教育課及び当該校に事故報告書の提出を求める。（混入原因が、米飯・パン等を製造する委託工場にあると考えられる場合は、山形県学校給食会に連絡する。）
- ④ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、調理責任者に再発防止を指導する。

金属のようなもので判断に迷うもの

※調理工程で異物が発見された場合の対応

基本的な対応	学校教育課へ指示を受ける。
--------	---------------

2 配膳・喫食時に異物が発見された場合の対応

原料由来物・非危険異物

基本的な対応	異物を取り除き、安全を確認後、給食を再開する。
--------	-------------------------

◆ 学校の対応 ◆

- ① 児童から異物混入の報告を受ける。
- ② 学級担任は、他の児童の給食に異物が混入していないか教室内での混入の可能性も確認する。
- ③ 非危険異物、原料由来物は、不快であり、衛生的ではないが、体への影響も少ないと考えられることから、異物を除去するか、他の容器に盛り替え、安全を確認の上、給食を提供する。
- ④ 学級担任は、異物混入があったことを教頭、栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養士・給食主任）及び調理師に報告する。
- ⑤ 教頭は校長に報告する。
- ⑥ 混入原因が食材等に起因する場合は、納入業者に連絡し、再発防止を申し入れる。非危険異物については、納入業者に、詳細な原因究明と再発防止を申し入れ、事故報告書の提出（学校教育課及び当該校）を求める。（混入原因が、米飯・パン等を製造する委託工場にあると考えられる場合は、山形県学校給食会に連絡する。）
- ⑦ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、調理責任者に再発防止を指導する。
- ⑧ 校長は、事故報告書（様式1：写真添付）を作成し、学校教育課に事故報告書を提出する。（原料由来物は除く）

危険異物

基本的な対応	異物が混入している献立は供給を中断する。 ただし、異物の混入の原因が特定でき、安全確認ができた場合は給食を再開する。
--------	---

◆ 学校の対応 ◆

- ① 児童から異物混入の報告を受ける。
- ② 学級担任は、直ちに当該学級の給食を中断し、異物が混入した食缶や食器をできるだけ現状のまま保管する。
 - ・異物の種類や数量、混入の状況、喫食の状況等を直ちに校長、教頭、栄養教諭等（栄養教諭・学校栄養士・給食主任）及び調理師に報告する。
 - ・児童の喫食の有無を確認する。喫食した場合は、児童の健康状態を確認し、速やかに医療機関（校医等）へ連絡、必要に応じ受診させる。
 - ・他の児童の給食に異物が混入していないか教室内での混入の可能性も確認する。
- ③ 校長は、学校全体の給食を中断し、現物を確認するとともに他に異物が混入していないか確認する。異物が学校で混入した可能性がないか検証する。
- ④ 校長は、直ちに学校教育課に電話で連絡する。

- ⑤ 校長は、学校教育課と協議を踏まえ、給食を再開または中止する。
- ⑧ 中止した場合は、代替え食を検討する。
- ⑨ 混入原因が食材等に起因する場合は、納入業者に対し学校に異物の引き取りに来るよう連絡をする。納入業者には、詳細な原因究明と再発防止を申し入る。学校教育課及び当該校に事故報告書（写真添付）の提出を求める。

◆ 学校教育課の対応 ◆

- ① 学校からの報告を受けたら、直ちに異物の確認に行く。
- ② 混入原因が、米飯・パン・麺を製造する委託工場にあると考えられる場合は、山形県学校給食会又は製麺工場に連絡する。
- ③ 異物が混入した原因や他の献立への混入の可能性等の状況を把握し、学校と対応を協議する。
- ④ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、調理責任者に再発防止を指導する。

金属のようなもので判断に迷うもの

基本的な対応	学校教育課へ指示を受ける。
--------	---------------

【危険異物における給食中止再開の基本的な考え】

原因の特定	他の献立への混入可能性	他の食缶・食器への混入可能性	中止再開の基準
できない	有	—	給食をすべて中止する。
	無	有	混入献立の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
		無	混入した食缶・食器の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
できる (安全性に問題ないと判断)	有	—	混入献立および混入の可能性のある献立の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
	無	有	混入献立の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
		無	すべての給食を再開する。

● 学校給食センターの対応

1 調理工程で異物が発見された場合の対応

原料由来物・非危険異物（基本的な対応）

検収時・調理前	<ul style="list-style-type: none">・食材等の交換又は、異物を取り除いて安全を確認後、使用する。・青果物（野菜、加工されていない果物）は再度水洗いしてから使用する。
調理中・配缶中	<ul style="list-style-type: none">・異物をその周辺ごと取り除き、安全を確認して作業を再開する。

◆ 学校給食センターの対応 ◆

- ① 発見者（調理師等）は、調理・配缶等の作業を中断する。異物を保存し、直ちに調理業務責任者に報告する。
- ② 調理業務責任者は、異物の種類や数量、混入の状況等を直ちに総括業務責任者に報告する。
- ③ 食材の交換が必要な場合は、業者又は学校教育課に連絡する。
- ④ 調理業務責任者は、総括業務責任者と協議を踏まえ、作業を再開する。
- ⑤ 総括業務責任者は、給食提供完了後、学校教育課に事故報告書（様式1：写真添付）を提出する。（原料由来物は除く）

◆ 学校教育課の対応 ◆

- ① 学校給食センターから連絡があり、食材の交換が必要な場合は、食材を手配する。
- ② 調理中の取り扱いに原因がある場合は、総括業務責任者に再発防止を指導する。
- ③ 混入原因が食材等に起因する場合は、納入業者に対し学校に異物の引き取りに来るよう連絡をする。納入業者には、詳細な原因究明と再発防止を申し入る。学校教育課に事故報告書（写真添付）の提出を求める。（原料由来物は除く）

危険異物（基本的な対応）

※調理工程で異物が発見された場合

検収時・調理前	食材の交換または使用を中断する。 ただし、異物混入の原因が特定でき、異物を取り除いて安全が確認された後に使用する。
調理中・配缶中	異物が混入している献立は提供を中断する。 ただし、異物混入の原因が特定でき、安全が確認できた場合は調理・配缶を再開する。

◆ 学校給食センターの対応 ◆

- ① 発見者（調理師等）は、調理・配缶等の作業を中断する。異物を保存し、直ちに調理業務責任者に報告する。
- ② 調理業務責任者は、異物の種類や数量、混入の状況等を直ちに総括業務責任者に報告する。総括業務責任者は、直ちに学校教育課に電話し、対応を協議する。
- ③ 総括業務責任者は、学校教育課と協議し、安全が確認できた場合は、作業を再開する。
- ④ 総括業務責任者は、給食提供完了後、学校教育課に事故報告書（様式1：写真添付）を提出する。

◆ 学校教育課の対応 ◆

- ① 学校給食センターから報告を受けたら、直ちに異物を引き取りに行く。
- ② 異物が混入した原因や他の献立への混入の可能性等の状況を把握し、学校給食センターと対応を協議する。
- ③ 食材の交換が必要な場合は、食材を手配する。
- ④ 混入原因が食材等に起因する場合は、納入業者に対し、学校教育課に異物の引き取りと状況確認に来るよう連絡をする。納入業者には、詳細な原因究明と再発防止を申し入れ、学校教育課に事故報告書の提出を求める。
- ⑤ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、総括業務責任者に再発防止を指導する。

金属のようなもので判断に迷うもの

基本的な対応	学校教育課へ指示を受ける。
--------	---------------

2 配膳・喫食時に異物が発見された場合の対応

原料由来物・非危険異物

基本的な対応	異物を取り除いて安全を確認後、給食を再開する。
--------	-------------------------

◆ 学校の対応 ◆

- ① 生徒から異物混入の報告を受ける。
- ② 学級担任は、他の生徒の給食に異物が混入していないか教室内での混入の可能性も確認する。
- ③ 非危険異物、原料由来物は、不快であり、衛生的ではないが、体への影響も少ないと考えられることから、異物を除去するか、他の容器に盛り替え、安全を確認の上、給食を提供する。
- ④ 学級担任は、異物混入があったことを教頭、給食主任及び配膳員に報告する。
- ⑤ 教頭は校長に報告する。
- ⑥ 校長は、学校教育課に連絡し、事故報告書（様式1：写真添付）を提出する。（原料由来物は除く）

◆ 学校教育課の対応 ◆

- ① 学校からの報告を受け、必要に応じ、異物の引き取り行く。
- ② 学校給食センター、または納入業者に連絡し、詳細な原因究明と再発防止を申し入れ、学校教育課及び当該校に事故報告書の提出を求める。（原料由来物は除く）
- ③ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、総括業務責任者に再発防止を指導する。

危険異物

※配膳・喫食時に異物が発見された場合

基本的な対応	異物が混入している献立は供給を中断する。 ただし、異物の混入の原因が特定でき、安全確認ができた場合は給食を再開する。
--------	---

◆ 学校の対応 ◆

- ① 生徒から異物混入の報告を受ける。
- ② 学級担任は、直ちに当該学級の給食を中断し、異物が混入した食缶や食器をできるだけ現状のまま保管する。
 - ・異物の種類や数量、混入の状況、喫食の状況等を直ちに校長、教頭、給食主任及び配膳員に報告する。
 - ・生徒の喫食の有無を確認する。喫食した場合は、生徒の健康状態を確認し、速やかに医療機関（校医等）へ連絡、必要に応じ受診させる。
 - ・他の生徒の給食に異物が混入していないか教室内での混入の可能性も確認する。
- ③ 校長は、学校全体の給食を中断し、現物を確認するとともに他に異物が混入していないか確認する。異物が学校で混入した可能性がないか検証する。
- ④ 校長は、直ちに学校教育課に電話し、対応を協議する。
- ⑤ 校長は、学校教育課と協議し、安全が確認できた場合は給食を再開、または中止する。
- ⑥ 校長は、事故報告書（様式1：写真添付）を作成し、学校教育課に事故報告書を提出する。

◆ 学校教育課の対応 ◆

- ① 学校からの報告を受け、異物の引き取りに向かう。
- ② 異物が混入した原因や他の献立への混入の可能性等の状況を把握し、学校と対応を協議する。
- ③ 中止した場合は、代替え食について検討する。
- ④ 混入原因が食材等に起因する場合は、納入業者に対し学校教育課に異物の引き取りと状況確認に来るよう連絡をする。納入業者には、詳細な原因究明と再発防止を申し入れ、学校教育課及び当該校に事故報告書の提出を求める。（混入原因が、米飯・パン等を製造する委託工場にあると考えられる場合は、山形県学校給食会に連絡する。）
- ⑤ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、総括業務責任者に再発防止を指導する。

金属のようなもので判断に迷うもの

基本的な対応	学校教育課へ指示を受ける。
--------	---------------

【危険異物における給食中止再開の基本的な考え】

原因の特定	他の献立への混入可能性	他の食缶・食器への混入可能性	中止再開の基準
できない	有	—	給食をすべて中止する。
	無	有	混入献立の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
		無	混入した食缶・食器の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
できる (安全性に問題ないと判断)	有	—	混入献立および混入の可能性のある献立の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
	無	有	混入献立の提供を中止し、それ以外の給食を再開する。
		無	すべての給食を再開する。

第4 関係者・関係機関への対応

1 児童生徒・保護者への対応

- ① 学校長は、異物混入が発生した場合は必要に応じて該当児童・生徒およびその保護者に十分な説明を行う。
- ② 重大事案が発生した場合は異物混入の概要、献立変更等について、保護者に文書で報告する。
※教育長と学校長の連名で送付

重大事案

- ・児童生徒が異物を喫食し健康被害が生じた場合
- ・危険異物などの混入により給食を全部、または一部中止した場合
- ・危険異物などの混入により献立を変更した場合
- ・その他異物の内容や状況により、「重大事案」と判断された場合

2 関係機関への報告

- ① 学校教育課は、重大事案が発生した場合に次の関係機関に報告する。
 - ・市関係（市長）、市関係機関へ報告する。
 - ・村山教育事務所へ「学校給食に関する事案発生(疑い含む)の報告について[発生時・終えん時]」（様式2）を提出する。異物の写真及び保護者へ文書を出した場合はその文書も添付する。
 - ・村山保健所生活衛生課に報告する。
 - ・市議会に報告する。
 - ・市教育委員に報告する。

3 報道機関への情報提供

- ① 学校教育課は、重大事案が発生した場合に報道機関に情報提供する。
- ② 情報提供は、発見後速やかに混入の経緯等を調査し、経緯や原因が概ね確定した時点で行う。
なお、原因究明に時間を要する場合には、「原因調査中」として速やかに行う。

様式1

学校給食における異物混入事故報告書

学 校 名	寒河江市立 学 校		
事故発生日	平成 年 月 日	時 分	
事故品目			
受領数量		事故数量	
納入業者			
発生状況及び 対応状況 時刻を記入し、時系列 に報告			
被害状況			
その他特記事項			

様式2

学校給食に関する事案発生（疑い含む）の報告について [発生時・終えん時]

報告日：平成 年 月 日（ ）

報告者：所属（ ）

職・氏名（ ）

1	事案の種類	() 食物アレルギー[() 食物アレルギーの疑い (○) 異物混入 () その他[]
2	学校名 氏名 学年・性別	学校名 () 氏名 () 学年 () 年 性別 ()
3	発生日時	平成 年 月 日 () 頃
4	発生場所	
5	傷害等の程度	
6	発生原因（摂取食品）	
7	事案の概要 経過 対応	
8	発生後の対応	
9	事案発生日の献立名 (献立表の提出を 求める場合あり)	
10	その他参考事項	

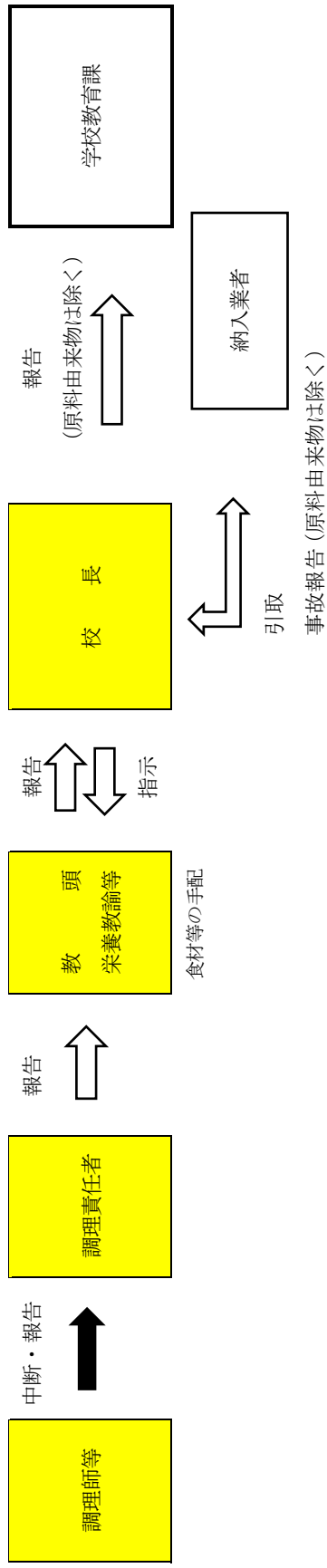
- * 給食準備中や喫食時の事案の場合は、速やかに他学級での状況確認や注意喚起を行う。
- * 異物混入の場合、異物の写真や納入業者からの調査（改善）報告書等があれば添付する。
- * 学校や市町村で報道発表等する場合は教育事務所を通じ、県教育委員会へ事前に連絡願います。

小学校の対応フロー（P4～7）

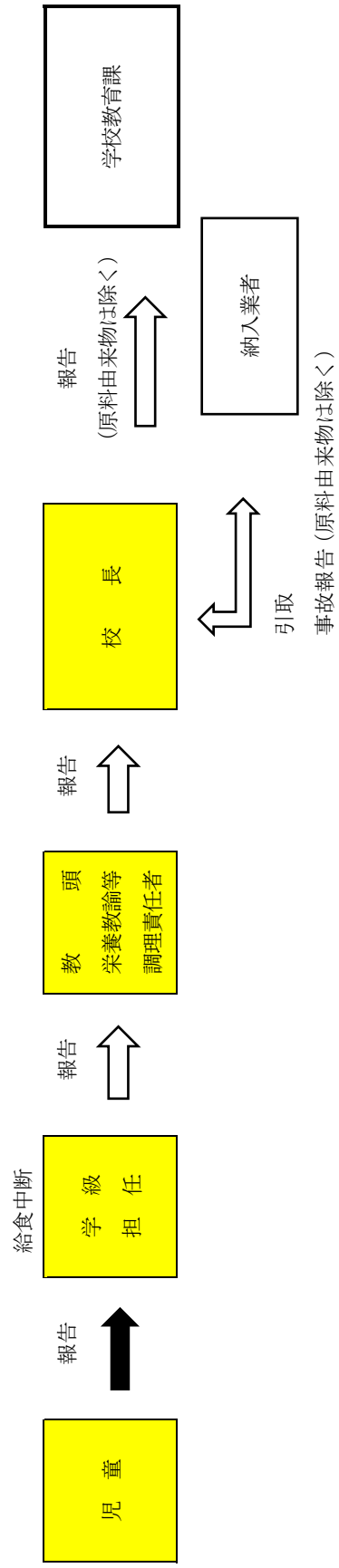
【記号の説明】
直ちに ↑ すみかや ⇨

非危険異物 ※調理工程

原料由来物

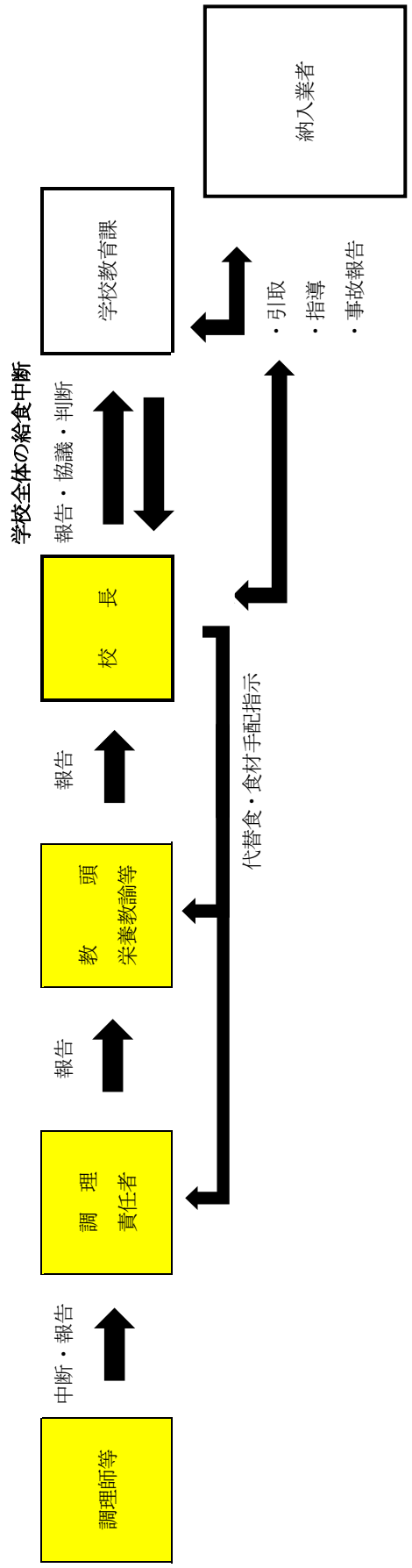


※配膳・喫食時

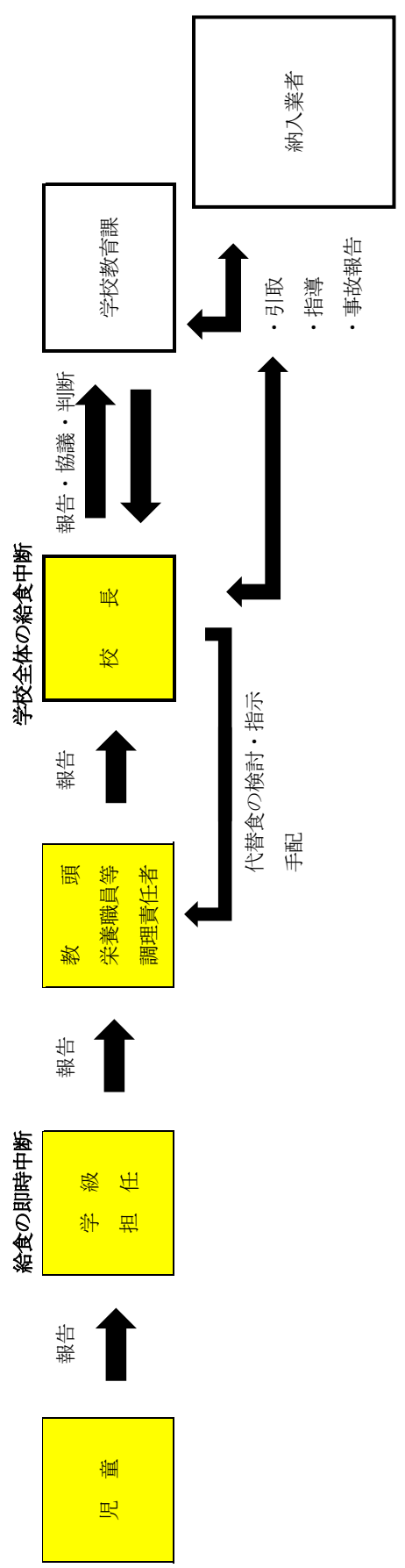


危険異物

※調理工程



※配膳・喫食時



中学校給食センターの対応フロー (P8～11)

【記号の説明】
 直ちに ↑ 速やかに ↑

非危険異物

※調理工程

調理師等

中断・報告 ↑

調理責任者

報告 ↓
作業再開判断

総括業務責任者

報告 ↑

学校教育課

食材交換は業者
又は学校教育課に連絡

↑

納入業者

- ・引取
- ・指導
- ・事故報告 (原料由来物は除く)

原料由来物

※配膳・喫食時

生徒

報告 ↑

給食即時中断
学 級 担 任

報告 ↑

教 頭
給食主任
配 膳 員

報告 ↓

校 長

報告 ↑

学校教育課

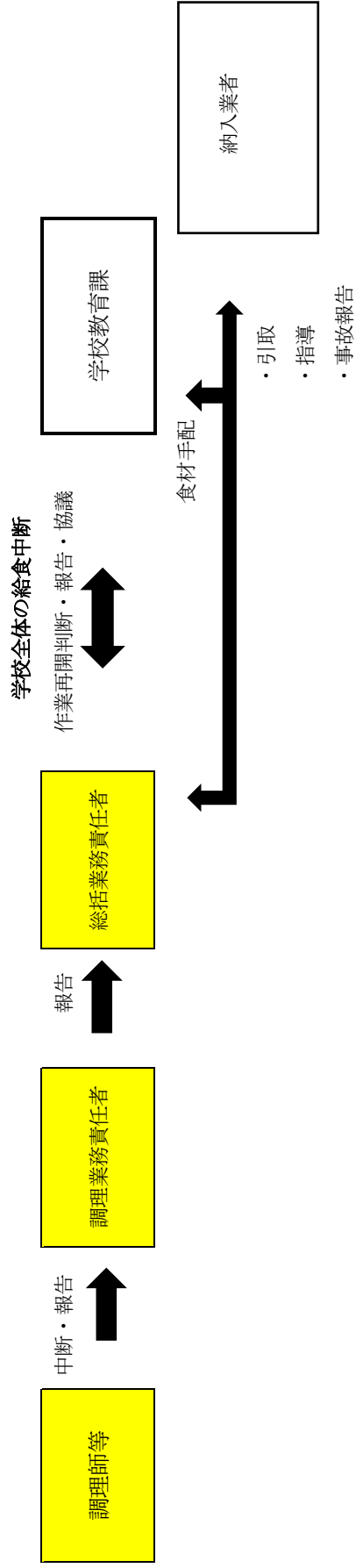
↑

総括業務責任者
納入業者

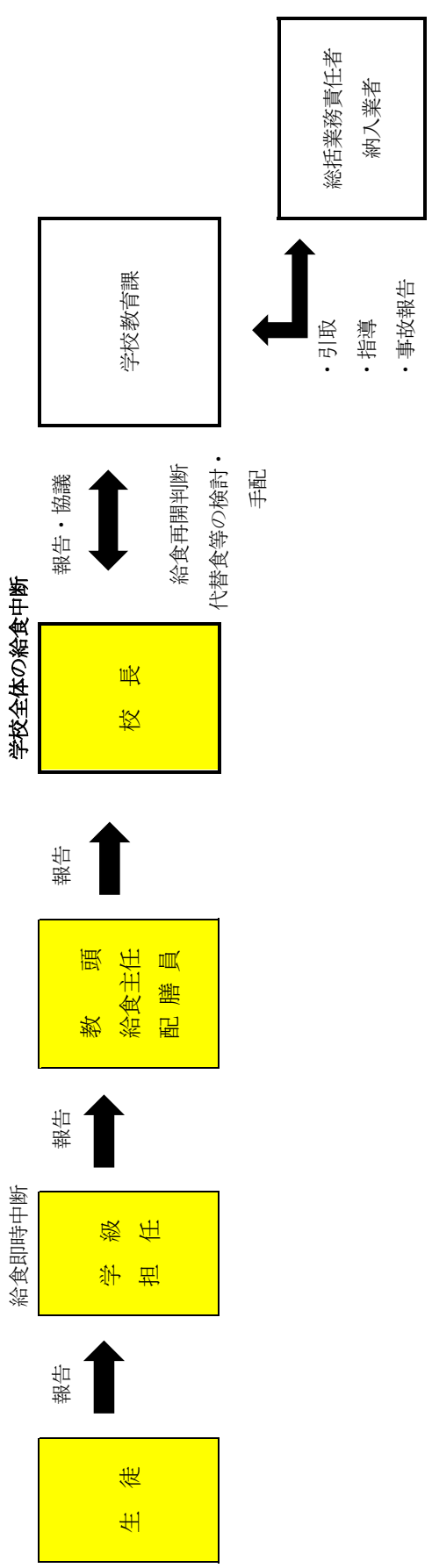
- ・引取
- ・指導
- ・事故報告 (原料由来物は除く)

危険異物

※調理工程



※配膳・喫食時



【連絡先一覧】

施設名	担当課等	電話番号	FAX 番号
学校教育課		86-2111	86-8691
日東ベスト (株) 学校給食センター		88-2080	88-2081
一富士フードサービス (株)	北海道・東北支社	022-292-5585	022-256-3021
シダックス大新東 ヒューマンサービス (株)	仙台営業所	022-221-9324	022-221-2063
公益財団法人山形県学校給食会		023-622-0938	023-631-0961
(株) りょうこく		023-641-3461	023-625-1151
(有) ライオンパン宝生堂		023-622-2277	023-622-3709
(有) 沼沢製パン		023-655-2157	023-655-2596
奥羽乳業共同組合		72-2255	72-3784
県教育庁村山教育事務所		86-8163	86-8263
村山保健所	生活衛生課	023-627-1256	023-627-1107
県教育庁スポーツ保健課		023-630-2892	023-630-2893